

事 務 連 絡  
平成 2 3 年 4 月 1 2 日

各都道府県  
防災担当部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（災害復旧・復興担当）

### 東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の支給手続の迅速化等について

平成 2 3 年 3 月 3 1 日付事務連絡により、東日本大震災に係る住家被害認定の迅速化のための調査方法についてお示ししましたが、被災者生活再建支援金の支給手続の一層の迅速化について、下記のとおりお知らせいたします。

つきましては、貴県内の市町村にもお知らせいただき、被災者生活再建支援金の支給手続の迅速化が図られますよう、お願いいたします。

### 記

#### 1 . 長期避難世帯等の取扱いについて

沿岸部で大津波により地域・集落全体が壊滅的な被害を受け、社会的インフラが失われたような地域については、被災者生活再建支援法の「長期避難世帯」に該当しますが、その取扱いについて、別紙のとおりまとめましたので、長期避難世帯の認定に当たっては、必要に応じてご活用下さい。

なお、別紙は、本事務連絡の発出以前に貴県において行われた被害認定を無効とするものではありません。また、長期避難世帯として取り扱う区域においても、同区域内に存する住家について必要な調査を行った上で、住家被害認定として全壊の判定をすることは可能です。

#### 2 . 手続の迅速化のための体制の強化について

被災者が一日も早く被災者生活再建支援金の支給を受けられるようにするためには、市町村のみならず、各県の積極的な協力が不可欠であります。その趣旨を十分お汲み取りいただき、市町村の業務の進捗状況を適宜把握していただくとともに、以下のように体制の強化に取り組んでいただきますようお願いいたします。

- ( 1 ) 過去に被災した経験のある市町村等の職員の派遣要請、県・市町村の合同審査方式の導入

住家被害認定については、膨大な件数を処理する必要があることから、過去に被災した経験のある市町村等において住家被害認定業務に携わった職員の派遣を要請するほか、被災者生活再建支援金の支給について、貴県の関係部局の職員を派遣し市町村と合同で審査を行うなど、今回被災した市町村が円滑に支援金の支給を行えるような体制の構築に努めていただきますようお願いいたします。なお、ご相談がありましたら、内閣府担当者までお問い合わせ下さい。

( 2 ) 避難所における集中処理期間の導入

多数の避難者が集まる避難所については、県・市町村の職員が各避難所を巡回し、集中処理期間を設けて手続を行うことにより、申請者の利便性向上を図るとともに、多くの件数を処理していただきますようお願いいたします。

( 3 ) 総合窓口の設置

り災証明書の発行及び被災者生活再建支援金の申請については、両手続をワンストップで行える総合窓口を設置するなど、可能な限り、被災者の利便性に配慮した体制を整えていただきますようお願いいたします。

以上

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（災害復旧・復興担当）付  
新澤、福井、渡真利

TEL03-3501-5191/FAX03-3581-8933

## 東日本大震災の津波被害区域における長期避難世帯等の取扱いについて

### 1．津波浸水区域における長期避難世帯について

東日本大震災による津波被害に関し、震災発生時に以下の区域内(町丁目・字単位)に居住していた世帯については、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2項八に規定する長期避難世帯として取り扱って差し支えないものとする。

なお、その場合は、被災者生活再建支援金の支給に関しては個別の世帯毎の調査は不要となる。

津波による住宅浸水率が概ね100%であることが航空写真又は衛星写真から確認でき、かつ津波により電気、水道、ガスのライフラインの一部又は全部が失われたことにより、居住することが著しく困難な状態が長期にわたり継続することが見込まれる区域

なお、住宅浸水率が100%に満たない場合であっても、津波により社会的インフラストラクチャーが失われ居住することが著しく困難な状態が長期にわたり継続することが見込まれる区域については、同様の取り扱いとすることも差支えない。

また、それ以外の場合であっても、地震又は津波による被害に関し、個別の調査結果に基づき長期避難世帯として認定することも可能である。

### 2．津波被害による被害認定の特例について

東日本大震災による住家被害を迅速に認定する方法については、事務連絡「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定迅速化のための調査方法について」により、通知しているところであるが、津波による住家被害については、この通知の内容も踏まえ、以下の方法により被害認定を実施することも可能である。

津波浸水区域におけるサンプル調査(当該区域の四隅に立地する住宅の調査等)により、津波により概ね1階天井まで浸水したことが一見して明らかな区域については、当該区域内の住宅全てを全壊と判定する。